

令和8年度「中山間ふるさと活性化チャレンジ事業」 業務委託 仕様書

本仕様書は、千葉県が実施する「中山間ふるさと活性化チャレンジ事業」の業務委託に際し、受託者の公募のために必要な業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。なお、実際の業務委託契約に用いる仕様書は、企画提案書や選考会を踏まえた上で、県が作成する。

第1 事業目的

中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつある。そのため、農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することにより地域の活性化を図り、農業・農村の有する多面的機能の良好な発揮を促すことが求められている。

そこで、農業に興味がある学生（農業高校生、農業大学生、大学生等）（以下「学生」という。）による、中山間地域の農地や土地改良施設（用排水路、ため池、農道など）及び農林産物等の地域資源（以下「農」という。）の学びと、「農」を活用した地域活性化企画（以下「企画」という。）の実践を通し、中山間地域と関わりを持つ人材を創出するとともに、中山間地域及び地域住民活動の活性化を図るため、本事業を実施する。

第2 業務委託期間

契約の日から令和9年3月15日（月）まで（予定）

第3 事業対象地域

県内の過疎地域、振興山村、半島振興、特定農山村の地域指定を受けた以下の市町村。

館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町、長南町、東庄町、九十九里町、君津市のうち旧久留里町、旧松丘町、旧亀山町、旧君津町、旧周南村、旧中村、旧小糸村、旧秋元村、旧三島村の区域、旭市のうち旧干潟町、旧飯岡町（旧豊岡村の区域）、香取市のうち旧佐原町、旧山田町、旧栗源町、匝瑳市のうち旧野栄町、山武市のうち旧松尾町

第4 業務内容

委託内容は、以下の業務及びこれらに付随する業務とする。

各業務の実施に当たっては、状況に応じて、新型コロナウイルス等の感染症対策や、その他必要な対策をとること。

1 農業体験プログラムの開催

学生が中山間地域の農業現場における現状、課題を学ぶための研修会を開催する。

(1) 参加者の募集

学生に対し、研修会についての周知を行い、参加者を募集すること。

なお、参加者は農業高校生だけでなく、農業大学校生や大学生等を対象としていることに留意すること。

(2) 農業体験プログラムの開催

中山間地域の農業生産者や関連施設と連携し、地域における農業現場の現状、課題、優良事例を学ぶ研修会を開催すること。

ア 企画提案に当たっては、テーマ、開催時期及び開催場所等の詳細を含めた提案を行うこと。なお、研修会の開催回数は指定しないが、1回以上は、農地や土地改良施設の有する多様な機能や、農地や土地改良施設を保全することの重要性に関するテーマを含むものとする。

イ 研修会は、学生自らが、中山間地域における農業現場の実態を見て、感じられるように、座学だけでなく、農業体験を含めた内容とすること。内容は、農作業、農産物の加工、販売、地域イベントの企画運営などを含む。ただし、開催場所については、学生が参加しやすいよう配慮すること。

ウ 研修会の開催に当たっては、事故等の無いよう十分に配慮するとともに、賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。

エ 研修会の実施に当たって、参加希望者多数の場合は、会場や予算の都合などにより、参加人数を制限しても良いこととする。

2 地域住民との交流

(1) 学生に中山間地域の魅力や意義を伝えるための交流を実施すること。

なお、参加者は農業高校生だけでなく、農業大学校生や大学生等を対象としていることに留意すること。

(2) 交流では、宿泊を含むことも可とするが、訪問先の新型コロナウイルス等の感染状況には十分留意すること。

(3) その他、SNS等の活用により、交流に参加できなかった学生にも、広く成果を周知するよう努めること。

3 企画実践支援

学生により立案された企画を中山間地域において試行、実践するために必要な支援を行う。

(1) 支援する活動

ア 企画実践校（又はチーム）と調整して、令和7年度に実践され令和8年度の継続希望があった企画、もしくは新規で実践の希望があった企画について、今年度の試行、実践を支援すること。なお、令和7年度に実施された企画は次のとおりである。

【令和7年度の実績】

高校名	企画テーマ	概要
安房拓心高等学校	イタリア野菜を南房総の特産品へ「高校生の力で6次産業化を目指す」	地域：南房総市 他 内容：施肥改良による試験栽培（食味向上）、イタリア野菜の試食開発、飲食店への試作提供 等
	南房総の在来枝豆・大豆普及で中山間地域の活性化を目指そう！	地域：南房総市 内容：鴨川七里の試験栽培による収量増加、地元製菓店への試作提供、PR 等
	南房総を彩るトロピカル！熱帯作物・果樹で地域活性化を目指す	地域：南房総市 内容：バナナ・パイナップル・サトウキビの栽培、活用 等
君津高等学校	花と果樹の植栽	地域：君津市 内容：小学校と共同で花き栽培、地域公共施設への花苗の植栽、耕作放棄地の解消 等
	小糸在来®で地元地域を好きになろう！	地域：君津市 内容：小糸在来（大豆）の栽培、小糸在来の味噌加工体験、PR 等
成田西陵高等学校	日本茜による中山間地域の活性化	地域：南房総市 内容：耕作放棄地の有効活用と地域活性化のための伝統文化復活

イ 企画実践校に、チームの結成を指示すること。チームは、指導教員と生徒で構成されるものとする。

ウ 令和7年度からの継続企画の実施に当たっては、チームのメンバーが

進級や卒業などにより前年度から変更する場合は、引継ぎを適正に行うよう指示すること。

(2) 計画作成支援

企画の実践に当たって、具体的なスケジュール、活動等の計画を立てるよう指示するとともに、作成に当たって必要な助言・指導を行うこと。

(3) 企画の実践

ア 各チームの企画の試行、実践を円滑に行うため、必要となる関係者との調整や物品購入等の実施支援を行うこと。ただし、備品は購入できないので、リース等による対応とすること。

イ 各チームの状況を随時把握し、必要な指導・支援を行うこと。

ウ 各チームの実践にあたっては、事故等の無いよう十分に配慮するとともに、賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。

エ 企画の実践に当たって必要となる経費について、契約金額の範囲内で支払いを行うこと。なお、企画の実践に係る経費が業務の遂行に支障をきたすと判断した場合は、チームと協議の上、必要な指導・助言を行うこと。

4 本事業の成果の周知

(1) 本事業の成果を周知するため、成果報告会を開催すること。

(2) 報告会は、本事業に参加していない関係者にも周知し、広く出席者を募ること。

(3) 報告会の開催に当たって、参加希望者多数の場合は、会場や予算の都合などにより、参加人数を制限しても良いこととする。

(4) その他、SNS等の活用により、報告会に参加できなかった学生にも、広く成果を周知するよう努めること。

5 推進会議の実施

(1) 学識経験者、関係機関等からの助言・支援の下に事業を進めるため、推進会議を行うこと。

(2) オンラインでの開催も可とする。

6 独自の企画の提案及び実施

(1) 本事業の趣旨に沿った範囲で、学生が参加しやすい企画の提案を行うこと。

(2) 提案した企画は県と協議の上、学生の在籍する学校及びその他関係者へ周知・説明を行った上で、実施することができる。

7 報告書の作成・提出

下記の報告書を作成し、千葉県農林水産部農地・農村振興課に提出すること。
提出部数は印刷物1部、電子データ1部とする。報告書はA4判で作成し、
頁数は問わない。電子データはDVD-R等の電子媒体にまとめて保存の上、
提出すること。

(1) 中間報告書

ア 提出期限

令和8年11月13日（金）（予定）

イ 中間報告書には令和8年10月末日までに行った業務について記載すること。

ウ 業務受託者が実施した打合せ等の記録及び写真等の業務の様子が分かる資料を添付すること。

(2) 活動実績報告書

ア 提出期限

令和9年3月15日（月）（予定）

イ 活動実績報告書には下記の内容を記載すること。

- ① 農業体験プログラムの開催の記録
- ② 地域住民との交流の記録
- ③ 企画実践支援業務の記録
- ④ 成果の周知の記録
- ⑤ 独自の企画の提案内容及びその業務の記録
- ⑥ その他参考資料

なお①～⑥には業務受託者が実施した各種打合せ等の記録及び写真等業務の様子が分かる資料を添付すること。

ウ 活動実績報告書には、当該業務委託に係る収支決算報告書を添付すること。

第5 対象経費

委託の対象経費は、業務実施に必要となる経費（旅費、謝金、通信運搬費、物品費、印刷製本費、借上料、事業実施のための人件費等）で、業務完了後の報告書等の作成経費を含む。なお、本業務の委託費によって備品等の財産を取得することはできない。

第6 運営及び管理

- 1 業務実施中は随時、県との情報共有及び打合せを行い、円滑な業務の遂行に努めること。なお、打合せの内容について業務打合記録簿を作成し、両者

保管するものとする。

- 2 本委託業務を円滑に遂行するため、業務の統括及び県との連絡調整を行う主任者を選任し、契約締結後直ちに県に報告すること。なお、主任者はやむを得ない場合を除き業務委託期間中は変更しないこととし、変更する場合は事前に県と協議すること。
- 3 本委託業務の履行に係る安全管理に関する内規を定め、事故等の未然防止に努めるとともに、緊急時の連絡体制を整備すること。なお、業務受託者の組織内において同様の内規がある場合は、それに代えることができる。
- 4 本委託業務の履行中に事故やクレームが発生した場合は速やかに県へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。なお、第三者に損害を与えた場合は、業務受託者の責任において措置すること。また、その対応や経過については速やかに県に報告すること。
- 5 新型コロナウイルス等の影響については、不確定要素が多いことから、県と必要な協議、打ち合わせを十分に行い、その指示に従い誠実に業務を進めること。また、新型コロナウイルスの感染拡大等の事情により、仕様の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

第7 著作権の譲渡

本委託業務の成果品の著作権は、県に帰属するものとする。業務受託者は県の許可なく、成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。

第8 秘密の保持

本委託業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

第9 個人情報に関する取扱い

本委託業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取り扱い特記事項」に定めるとおり取り扱うものとする。

第10 納入物品に関する責任の所在

本業務委託に伴うすべての納入物品については、業務受託者が最終責任を負うこと。

第11 業務遂行上の留意事項

- 1 本業務の遂行に当たっては、業務受託者及びその他すべての関係者は本仕様書並びに関係諸法令等及び条例等を遵守すること。
- 2 中山間地域で活動する際は、地域住民や自治体の意見を尊重し、誠意を持

って対応すること。

第 1 2 契約の変更

契約締結後に次に掲げる事項が生じた場合、県と業務受託者で契約の変更に係る協議を行うこととする。

- 1 第 2 に示す業務委託期間の変更
- 2 第 4 に示す業務内容の変更
- 3 契約金額の変更
- 4 その他県が必要と認める事項

第 1 3 その他

- 1 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、県と業務受託者での協議により業務を進めるものとする。
- 2 業務受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託について、県に書面をもって協議し、県の承諾を得たときはこの限りでない。
- 3 本事業は、県費と国費で造成された千葉県中山間地域農村活性化基金を活用して実施するものであることから、関連する各種報告について国から（又は県を経由して）指示等があった場合はそれに従うこと。